

聖籠町国民健康保険規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十三号

聖籠町国民健康保険規則

聖籠町国民健康保険条例（昭和三十四年聖籠町条例第十号）第五条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認められるときは、三万円を加算する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。